

建築基準法令上の基準について

令和4年2月8日

国土交通省住宅局

火災建物に関連する主な建築基準法令上の規定

○ 火災建物は昭和44年(1969年)に着工していたものと考えられ、**建築時には令第121条に基づく二以上の直通階段の設置は要求されていない。**

* 灰色部分は建築時において火災建物に適用されていないものと考えられる規定

火災建物を新設する際に適合が求められる 主な防火・避難規定	規制対象となる建築物	規制強化 時点
主要構造部の耐火性能の確保(法第61条)	防火地域内にある一定規模以上の建築物 (3階建て以上、延べ面積100㎡超 等)	
外壁開口部を介した延焼の防止(法第61条) - 外壁開口部への防火設備の設置	防火地域・準防火地域内にある建築物	
屋根の不燃性能の確保(法第62条)	防火地域・準防火地域内にある建築物	
居室から直通階段等までの距離の制限(令第120条)	3階建て以上の建築物 等	
2以上の直通階段の設置(令第121条)	6階以上の階に居室を有する建築物 等	S49.1強化
直通階段の構造強化(避難階段) - 直通階段に避難上有効な措置(不燃化、開口部防護等)を講ずる	5階建て以上の建築物 等	
排煙設備の設置(令第126条の2,3)(※)	3階建て以上で延べ面積500㎡超の建築物 等	S46.1新設
非常用照明の設置(令第126条の4,5)	3階建て以上で延べ面積500㎡超の建築物 等	S46.1新設
非常用進入口の設置(令第126条の6,7)	3階建て以上の建築物 等	S46.1新設
内装の不燃性能の確保(令第128条の4,5)	3階建て以上で延べ面積500㎡超の建築物 等	S46.1強化
竪穴区画の防護(令第112条第11項) - 階段部分を準耐火構造の壁や防火設備で囲む	耐火構造又は準耐火構造の建築物 等	S44.5新設
竪穴区画の防煙措置(令第112条第19項) - 竪穴区画に設置する防火設備に遮煙性能を要求	耐火構造又は準耐火構造の建築物 等	S49.1強化

※ 火災建物は床面積100㎡以内毎に防煙壁(煙の流動を妨げる効果のある不燃材料で造り又は覆われた間仕切壁や天井から50cm以上下方に突出した垂れ壁)で区画されていたものと見られ、仮に基準適合が要求されていたとしても、排煙設備の設置は要さなかったものと見受けられる。

二以上の直通階段の設置が求められる建築物

○ 建築基準法令第121条第1項に基づき、建築物の避難階以外の階が次のいずれかに該当する場合には、その階から避難階又は地上に通ずる二以上の直通階段を設置することが求められる。

二以上の直通階段の設置が要求される建築物	規制強化時点
一 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場の用途に供する階でその階に客席、集会室その他これらに類するものを有するもの	
二 物品販売業を営む店舗(床面積の合計が1,500㎡を超えるものに限る。)の用途に供する階でその階に売場を有するもの	
三 次に掲げる用途に供する階でその階に客席、客室その他これらに類するものを有するもの <ul style="list-style-type: none"> ※ 以下を除く <ul style="list-style-type: none"> －五階以下の階で、その階の居室の床面積の合計が100㎡を超えず、かつ、その階に避難上有効なバルコニー、屋外通路その他これらに類するもの及びその階から避難階又は地上に通ずる屋外避難階段又は特別避難階段が設けられているもの －避難階の直上階又は直下階である五階以下の階でその階の居室の床面積の合計が100㎡を超えないもの イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバー ロ 個室付浴場業その他客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務を提供する営業を営む施設 ハ ニードスタジオその他これに類する興行場(劇場、映画館又は演芸場に該当するものを除く。) ニ 専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設 ホ 店舗型電話異性紹介営業その他これに類する営業を営む店舗 	S49.1 イ新設 H15.7 ロ～ホ追加
四 病院若しくは診療所の用途に供する階でその階における病室の床面積の合計又は児童福祉施設等の用途に供する階でその階における児童福祉施設等の主たる用途に供する居室の床面積の合計が、それぞれ50㎡を超えるもの	S49.1児童福祉施設等追加
五 ホテル、旅館若しくは下宿の用途に供する階でその階における宿泊室の床面積の合計、共同住宅の用途に供する階でその階における居室の床面積の合計又は寄宿舎の用途に供する階でその階における寝室の床面積の合計が、それぞれ100㎡を超えるもの	
六 前各号に掲げる階以外の階で次のイ又はロに該当するもの <ul style="list-style-type: none"> イ 六階以上の階でその階に居室を有するもの <ul style="list-style-type: none"> ※以下を除く <ul style="list-style-type: none"> －第一号から第四号までに掲げる用途に供する階以外の階で、その階の居室の床面積の合計が100㎡を超えず、かつ、その階に避難上有効なバルコニー、屋外通路その他これらに類するもの及びその階から避難階又は地上に通ずる屋外避難階段又は特別避難階段が設けられているもの 	S49.1新設
<ul style="list-style-type: none"> ロ 五階以下の階でその階における居室の床面積の合計が避難階の直上階にあつては200㎡を、その他の階にあつては100㎡を超えるもの 	